

## ○緑の少年団活動支援事業(1)(2)(4)の場合のフロー図

- ① 緑の少年団は、事業実施前までに交付申請書を作成し、緑の少年団鹿児島県連盟（以下、県連盟という）に提出する。
- ② 県連盟は、「交付決定通知書」を緑の少年団に送付する。
- ③ 緑の少年団は、事業実施後速やかに実施報告書(写真、領収書)を、県連盟に提出する。
- ④ 県連盟は、「交付確定通知書」を緑の少年団に送付する。
- ⑤ 交付確定を受けた緑の少年団は、速やかに請求書を県連盟に送付する。
- ⑥ 県連盟は、緑の少年団へ助成金を交付する。

(別表2)

